

第 2 3 節 ボランティア活動の環境整備計画

関係機関	自治広報課・社会福祉協議会
------	---------------

市は、府及び市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と連携して、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図るものとする。また、ボランティア本人とボランティア活動中における対人及び対物保険に加入する方法等について検討する。

第 1 受入窓口の整備

市は、災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うため、災害時ボランティアの窓口である和泉市社会福祉協議会と緊密に連絡を取り合い、ボランティア活動を積極的に支援する。

第 2 事前登録

市は、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、府の「災害時におけるボランティア活動登録カード」を利用して、事前登録を行う。

第 3 ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

第 4 ボランティア活動の普及・啓発

市は、府及び社会福祉協議会と協力して、災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動が行えるよう、住民、企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行う。

第 5 NPOとの連携

日常的にボランティア活動や対人的サービスを行うNPOと、情報の共有と連携が図れる体制を整備する。

第 6 人材育成

市は、各機関と連携してボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

資料編	災害時におけるボランティア活動登録カード（団体用、個人用）
-----	-------------------------------